

20歳になったら国民年金

新成人の皆さん、おめでとうございます。
 国内に居住の20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入し保険料を納めることになります。

収入がなく保険料の支払いが困難な場合は、保険料納付を猶予する制度があります。

学生納付特例制度
 学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度

対象者 ◇学校教育法に規定される大学（大学院）◇短期大学◇高等学校◇高等専門学校◇専門学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）◇一部の海外大学の日本分校に在学する人

保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の人で、本人や配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度

※どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。「追納制度」を利用し保険料を納めれば、将来受け取る年金を増額できます。

ねんきん情報アプリ！

20代を中心に年金制度の理解を促進することを目的として、厚生労働省が「ねんきん情報アプリ！」（試行版）を提供しています。

今後、利用者からの意見や要望を踏まえた改善が行われる予定です。
 このアプリでは、最新の公的年金情報を手軽に入手できるほか、年金額に試算できる機能やGPSによる年金事務所へのルート案内機能が利用できます。

国民年金（基礎年金）の三つの取り

- 一 老後を支えます。
- 二 病気やけがで障がいの状態になったときに支えます。
- 三 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。

ダウンロード方法

次のQRコードよりダウンロード

iOS版



推奨：iOS9.0以上

Android版



推奨：Android5.0以上

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

意見・要望の提出方法

意見などの内容をメール本文に記載のうえ、次のメールアドレスに送信してください。

✉nenkin-app@mhlw.go.jp

※メールにファイルやリンクは添付しないでください。

※送信したメールには返信されません。

問い合わせ先

◇国保年金課

☎(580)1848

◇南福岡年金事務所

☎(552)6128

市認知症啓発事業

みんなで支えよう認知症

認知症は脳の病気が原因で誰にも起こりうるものです。認知症予防体操で体を動かした後は、認知症のことや認知症の人への接し方、権利や財産を公的に守るしくみ「成年後見制度」について一緒に学びましょう。

●日時 1月27日(土) 午前9時半～午後0時15分

●会場 まどかぴあ 多目的ホール

オープニング

●時間 午前9時35分～9時55分
 (受付 午前9時～)

●内容 認知症予防体操

●講師 下釜純子さん(NPO法人COCCO代表理事)

認知症の理解を深める講座

●時間 午前9時55分～10時50分

●講師 福岡県介護福祉士会

●定員 約80人

司法書士による成年後見制度講演会

●時間 午前11時～午後0時10分

●講師 福岡県司法書士会司法書士

●定員 約80人

問い合わせ先

長寿支援課長寿支援担当

☎(580)1859